

令和6年第7回定例会（会議録）

開 催 日	令和6年7月10日（水）
開 催 場 所	あま市役所 2階 D会議室
開 催 時 間	午後2時00分 ～ 午後4時00分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、笹野奈津子、吉川孝子、近藤真司
欠 席 委 員	なし
出 席 者	教育長 他事務局職員8名
傍 聴 人	0人
議 事 日 程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第39号 後援申請について</p> <p>議案第40号 指定学校変更申請について（審議）（非公開）</p> <p>議案第41号 就学援助費の受給審査について（審議）（非公開）</p> <p>議案第42号 特別支援教育就学奨励費の受給審査について（審議）（非公開）</p> <p>議案第43号 令和5年度教育委員会の点検・評価報告書（案）について（非公開）</p> <p>議案第44号 教育支援室の入室について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月議会（一般質問）について（報告） ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） ・特別支援教育就学奨励費の受給審査について（報告）（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） ・生徒指導（令和6年6月）について（報告）（非公開） ・保有個人情報開示請求について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言)
教 育 長	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程2、前回会議録の承認
教 育 長	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程2、教育長の経過を報告する。
	(令和6年6月19日～令和6年7月10日の経過を報告)
	市教育委員会関係 4回
	教育長用務 2回
	教育総務課事業 3回
	学校教育課事業 7回
	生涯学習課事業 3回
	スポーツ課事業 1回
	市行事 8回
	市議会関係 1回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案 1件公開 5件非公開
教 育 長	議案第39号「後援申請について」
教 育 総 務 課 長	①「東海地方数学教育会第71回研究(愛知)大会(東海地方数学教育会)」
	事業目的は、愛知・三重・岐阜の算数・数学教育の実践と意見の交流を図り、指導向上を目指すためです。
	事業内容は、愛知・三重・岐阜の算数・数学教育に関する公開授業、講演、研究発表です。

	<p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、午前に実践する公開授業では、あま市立甚目寺東小学校とあま市立甚目寺中学校、愛知県立五条高等学校のあま市にある学校を会場とするためとのことです。</p> <p>開催期間は、令和6年11月15日（1日間）</p> <p>開催場所は、あま市立甚目寺東小学校、あま市立甚目寺中学校、愛知県立五条高等学校、ウインクあいちです。</p> <p>参加者は、愛知県・三重県・岐阜県の学生及び教員の700人を予定しております。</p> <p>参加料は、2,000円です。</p> <p>他自治体については、名古屋市教育委員会は本年6月に申請があり、特に不許可にする理由がないため許可されております。</p> <p>また、愛知県の前回開催地の岡崎市は令和3年度に許可をしております。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
教 育 長	学校訪問も兼ねて開催されますので予めご承知おきください。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教育総務課長	②「NEO AMA FES vol. 2 (学生団体NEO)」
	<p>事業目的は、あま市のスポーツ活性化及び地域活性化を目的としたイベントのためです。</p> <p>事業内容は、3×3プロバスケットボールトーナメント、プロバスケットボールチーム6チームによるトーナメント、プロバスケットボールチームと子ども達との試合体験、試合間パフォーマンス、フラダンス、チアダンス、キッズダンス、その他。野外ステージ、DJ、和太鼓パフォーマンス、あま市観光大使、幹遼太鼓&松蔭高校和太鼓部のコラボパフォーマンス、ダンス。マルシェ、テーマ：AMERICAN FOODエリア、AMA・FAMILY AMAエリア、企業エリアとのことです。</p>

	<p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、子どもの体力低下が問題視される現代社会で、今後の子ども達に及ぼす影響として将来の生活習慣病につながるおそれ、豊かな人間性、感受性という「生きる力」にまで影響が考えられ、社会全体にとって無視できない問題となっていることに着目しました。そこで、子ども達にスポーツをより身近に感じてもらう為に、プロスポーツ選手のプレーを間近で観戦してもらうことにより、スポーツへのモチベーションを高めることにつながると考えました。スポーツイベントがもたらすメリットとして、市内の人はもちろん、県内外からくる方にあま市を知ってもらえる、ファミリーで楽しんでもらうことにより、次の世代の方々までスポーツに興味を持ってもらえる、あま市のスポーツ人口増加に繋げていくこと、とのことです。また、このようなイベントを継続することにより、「あま市と言えばスポーツの街」と言ってもらえるように、新しい風を吹かせていきたいとのこと。</p>
	<p>開催期間は、令和6年9月21日から令和6年9月22日（2日間）です。</p>
	<p>開催場所は、あま市役所西側駐車場です。</p>
	<p>参加者は、愛知県内、海部地域内及びあま市内の一般、学生の約6,000人を予定しております</p>
	<p>参加料は、無料です。</p>
	<p>当該団体からは、令和5年5月10日に後援申請があり、令和5年5月定例会において、実績不足という理由で不許可としております。また、令和6年7月1日にあま市に対して後援申請があり、令和6年7月5日に許可をしております。</p>
	<p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	<p>(質疑等を許可)</p>
委 員	<p>昨年様子は実際にはどうだったのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>美和文化会館で実施され、特に問題なく開催されたと聞いております。</p>

教 育 長	当日見に行きまして、若者などいろいろな方が暑い中、参加をされて おり盛り上がっていた印象があります。
教育総務課長	前回申請時の企画書では、あま市を他の市町村の方々に知ってもら うため、特徴として①学生が1から企画したイベント②若者も来てく れる夏夜のイベント③フェス、マルシェ、夏祭りが融合した若者目線 からの全く新しいイベントとあります。ターゲットとして、①子供か らお年寄りまで②市内の方々③お盆で帰省中の市外の方々に、内容 は、屋外に2つのステージ、屋内に1つのステージを設置し、記載の 内容で各種催しを行うもので、この他、キッチンカーやテントでの飲 食物の出店を計画しているとのこと。 今回実施される内容とは異なる内容です。
委 員	主管課が教育総務課なのはなぜでしょうか。スポーツ振興なのでス ポーツ課ではないでしょうか。
教育総務課長	調整をいたしまして、スポーツのバスケット以外にもマルシェ・キッ ンカーなどがございましたので総合的に見て判断いたしました。
委 員	マルシェはスポーツに関係するものでしょうか。例えば、スポーツ の競技団体が体験をさせるブースを設けるのなら良いと思われ ます。 飲食物の提供なのであれば、飲食に対してなぜ教育委員会が後援を しなければならないのかという疑問が残ります。
委 員	スポーツ関係のブースを多く作るというマルシェなら、全体を含め て後援の許可をしても良いかもしれません。この団体の会則目的が 「あま市の観光商業振興を目的とし、高校生～20代を中心としたイ ベントを通して、短期的な賑わい創出と長期的なあま市の発展に貢献 する。」と謳っているからマルシェを実施すると思われ ますが、そうな ってくると教育委員会の後援は関係がないのではありませ んか。ス ポーツ振興部分だけのことであれば良いと思いますので、条件付きで許 可することは出来ますでしょうか。
教 育 長	今までそのような例はありますか。
教育総務課長	限定的な後援は記憶する限りございません。

	また、一つの事業の中で一部分だけ後援し、その他の部分は後援しないとした場合に区別をつけることができるのかという問題もあります。
委員	マルシェでも、スポーツの関係で主催者が実施するマルシェなら良いと思いますが、出店募集をかけるので収入が発生することになります。そこまで教育委員会が後援をする必要がありますでしょうか。
教育総務課長	条件を付けた上での許可は出来ませんが、限定的な部分に対する後援は規定に定めはありません。
委員	あま市役所の駐車場で開催されるのですか。
教育総務課長	あま市役所の駐車場が会場となっております。
委員	駐車場でバスケットやフラダンス、チアダンス等記載されていますが、様々なブースで行われるのですか。例えば、バスケットならコートを設置するのでしょうか。
委員	予算書にレンタル費があるので借りてくるものと思われます。
教育総務課長	フラダンス、チアダンス等については、試合間のパフォーマンスのため、コート上でやると思われますが、詳細までは分かりかねます。
生涯学習課長	後援名義が必要な理由及び使用目的で昨年と異なるのは、スポーツに関する点と小学生とプロスポーツ選手との交流があるかどうかは昨年度と違うところです。
委員	全体としてのスポーツ振興はいいのですが、マルシェは主催者がスポーツ振興のために実施するのではなくて、出店募集をかけていることから、収入源として実施しようとしております。予算書でも収入として出店料があげられています。その部分まで教育委員会が後援するのでしょうか。
委員	昨年の「AMA FES」は許可していましたか。
生涯学習課長	昨年は、初めての開催ということで、実績不足で不許可にしています。
委員	何も許可をしていませんでしたか。
生涯学習課長	昨年は、後援の許可をしておりません。

<p>委員</p>	<p>マルシェと言えば、現在、甚目寺観音で開催されているマルシェでも生産者がその制作物を売ることが多く見られますが、実際には、小規模小売りの場とも言えるような様々な使い方をされております。</p> <p>市が後援するのは観光商業振興として問題ないと思います。しかし、この申請は、教育委員会に対してのもので、教育委員会の後援の大前提が「後援することによって、教育、学術、文化及びスポーツの振興に資することを目的とする。」ということです。マルシェでの商行為を奨励するのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>マルシェで場を貸し出して収入を得て、スポーツ振興を行うということと思われます。主催者がキッチンカー等を手配するのであれば分かりますが、募集をかけてテナント料をもらい、それをもってスポーツ振興というのは教育委員会の後援としては意味が異なってくると思います。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>キッチンカーやマルシェの件は、市の方で協議をいたしました。最終的には、駐車場の貸出しに係る料金を徴取して市は後援をすることになりました。委員がおっしゃる通り市の方はそれで良いというところではあります。</p> <p>駐車場の貸出しに係る料金の徴収の話し合いのなかで事務局で出た話しとしては、事業の本体がどこかというところではあります。キッチンカーやマルシェの部分は、支出よりも収入が大きいと利益という話になり、キッチンカーやマルシェが本体であるのではないかという判断となりますが、お客さんをお呼びするための賑わいのために呼び、会をより充実させるために事業の範囲内で料金を徴取するのであれば、その事業自体が本体と判断されるのではないかという話し合いを部局内でしていたところではあります。</p>
<p>委員</p>	<p>③の国際交流音楽祭でも、キッチンカーがありますが、これは海外の料理等とあるので、事業の内容と合致し、海外の料理等の紹介又は体験と考えるのならば、問題がないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>本件で言うならば、バスケットボールやダンスなど内容に合致し、</p>

	スポーツ振興に係るものであれば、問題がないと思います。
委員	あえてブースまで作って、テナント料を取るというやり方が教育委員会が後援する事業として望ましいのかという疑問が残ります。
教育長	キッチンカーについては、委員の皆様ご存知のとおり、市役所内で月曜日、木曜日に呼んでおります。試行期間を置いて定期的に実施していくことを市として予定をしております。
教育長	教育総務課長が説明した通り、スポーツイベントが今回の主体でキッチンカーで賑わいを創出することでイベントの参加者が楽しんでもらうことを目的にされると思います。予算書を見ても主催者が儲けるものではありません。事務局としては、昨年の実績を見て当該団体に後援をするのに問題はないと考えます。
委員	なぜ総合体育館で行われないのでしょうか。体育館でプロの試合を観戦や体験することができるのではありませんか。
教育長	バスケの3ON3は、もともとストリート競技なので外で行われることが多くあります。
委員	オリンピック競技でもありますか。
教育長	オリンピック競技であり、オリンピックでも外で行われるはずで す。
委員	バスケットチームと試合の体験をするのは小学生と思われます。時期が9月21日、22日とまだ暑い時期です。だから16時からにしていると思いますが、今は夕方になっても暑さが続きます。暑い中で子ども達がバスケをやって熱中症にならないか心配です。 また、開催時間が16時～21時までです。21時まで小学生が会場にいるのも疑問に残ります。何かあった時に「教育委員会が後援をしている。」と言われた時に責任が持てないと考えます。
教育部長	委員がご心配されている点について、許可の基準では、除外規定として「事業終了後も引き続き教育委員会の責任が問われると認められるもの」との規定もあります。
委員	あまつりは教育部で関連していませんか。

教 育 部 長	街頭パトロールは生涯学習課でやっておりますが、他に教育部で何かをしていることではありません。
委 員	あまつりは、教育委員会は後援していますか。
教 育 部 長	後援はしておりません。
委 員	マルシェを実施するときに、子どもが作ったものを売るなど考えればいいとも思います。
委 員	教育委員会の後援許可については、なぜ他市でなくあま市なのか、なぜ市でなく教育委員会なのか、あま市教育委員会の後援に関する要綱第1条の後援の目的にある「教育、学術、文化及びスポーツ等に関する事業を行う個人又は団体に対し、あま市教育委員会の後援名義の使用を許可することによって、その事業を奨励し、教育、学術、文化及びスポーツの振興に資することを目的とする」に合致するのかということが重要であると考えます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
生涯学習課長	③「国際交流音楽祭2024 in あま市（国際交流音楽祭実行委員会）」
	事業目的は、トルコ日本国交100周年に合わせての祝賀と国際交流とのことです。
	事業内容は、音楽公演と多目的ホールでのワークショップとのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、子どもたちとそのご家族、また、在住外国人と対象に身近な交際交流を目指すことから広くお知らせしていくため。音楽と伝統文化を媒体に子供たちに異国文化との相互交流的な触れ合い、身近な国際交流を目的とし、子供たちにも日本の文化・伝統に親しんで頂きたいと思っております。特に今年はトルコと日本の外交関係樹立100周年であることからトルコの音楽、歴史と文化に触れる企画としているためです。
	開催期間は、令和6年8月25日（1日間）です。

	開催場所は、あま市美和文化会館です。
	参加者は、海部地域の一般、学生の350人を予定しております。
	参加料は、無料です。
	後援については、あま市、あま市国際交流協会、公益財団法人愛知県国際交流協会、在名古屋トルコ共和国総領事館、東海和歌山県人会に申請しているとのことです。
	10年前の2015年にあま市教育委員会で申請があり許可をしております。当時は、日韓国交正常化50周年記念をして菊泉院で開催されました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	東海和歌山県人会が後援にある理由は分かりますか。
生涯学習課長	昔、エルトゥールル号事件というものがあって、トルコの船が座礁し、日本側が助けて、それが現在のトルコとの国交が始まっているとのことで、そういった経緯があるとのことです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
生涯学習課長	④「謎解き冒険ラリー「不思議ハンター」(特定非営利活動法人たしざん)」
	事業目的は、当団体は、子どもたちの教育と地域の活性化を目指し、地域で「遊びを通じた実践的な学びの場」という取り組みを展開することです。この取り組みによって、情報だけでは得られない自然体験を通じた学習を実際に経験することができます。さらに運動による健康促進にも寄与し、SDGsの目標の一つである「すべての人に健康と福祉(3)」に貢献するだけでなく、親子で協力しながら謎や問題を解決していくことで、親子のコミュニケーションの向上にもつながります。また、この活動は地域の後援で開催されるため、地域の将来を担う子どもたちが地域とつながりを持つ機会を作ることで地域の魅力を発見し、子どもたちと地域が共に成長することを目指しています。

	<p>す。このような取り組みを継続して行うことで、成長社会の実現に貢献することを目的としているとのことです。</p>
	<p>事業内容は、公園内に謎解き問題（教科書内容や計算をなぞなどで実現）を設置して、親子で1時間から1時間半ウォーキングしながら解いていく謎解きイベントとのことです。</p>
	<p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、お子さんたちが主体的に学びを進めるために、当該団体は広報活動を行っています。その中で、小学校を通じて子供たちとその保護者に向けて、たくさんの方に知ってもらいたいと考えています。</p>
	<p>なお、当団体のイベントには、学習の観点で5つの要素を含んでいます。1. 本イベントを通じて様々な物事に対して興味をもち、その興味から子どもたちが自発的に学習する機会を作ります。2. 問題をデザイン性の高い「遊び」に表現することで、子どもたちが抵抗感なく、様々な問題に向き合えます。3. 問題のテーマを様々な学問領域にすることで、子ども達の興味の対象を広げます。4. 問題解決のプロセスを様々な思考方法にすることで、ひらめきや反復、論理的な思考力を高め、子どもたちの問題解決能力を向上します。5. 問題解決による成功体験の積み重ねと自己肯定感の向上を促すことで、子どもたちの更なる学習意欲を高めます。</p>
	<p>そのため、あま市教育委員会の後援をお願いできればとのことです。</p>
	<p>開催期間は、令和6年9月15日から23日の午前10時から午後4時（計4回実施予定）とのことです。</p>
	<p>開催場所は、名城公園です。</p>
	<p>参加者は、愛知県在住の小学生を含む小学生以下のお子様及びその保護者で1日あたり最低400人以上の来園を予定しております。</p>
	<p>参加料は、子ども1人当たり700円です。</p>
	<p>他自治体については、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、春日井市教育委員会、清須市教育委員会、大治町教育委員会に申請をし</p>

	ております。
	愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、春日井市教育委員会、清須市教育委員会では許可をしており、大治町教育委員会では検討中とのことです。
	後援申請が6自治体なのは、名城公園から30分以内で来ることができる自治体に後援申請を出しているとのことです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	今までに会場があま市外のため不許可にした事例はありますか。
生涯学習課長	学校教育課の関係でネットでの講習会は不許可にした事例があります。
委 員 員	あま市外は除外したらどうかの議論がされたと思います。内容的に良いと思われませんが整合性が取れないといけないのかと思いました。
生涯学習課長	大治町も海部郡の管内ではないところで悩んでいるのが実態です。許可を出している自治体は不許可にする理由がないというところで許可を出しております。
教育総務課長	逆に、あま市外で開催されて許可をした事例もあります。
	ネット上の開催を不許可にしたのは議論がされ、リアルな会場がないと、なぜあま市の教育委員会に後援を申請するのかという点で不許可としていると言うところは共有をさせていただいております。
生涯学習課長	所管課としては、不許可にする理由が会場の部分をどのようにとるかしかないかと思います。
	同様なイベントで2023年は大阪、福岡、神奈川、東京、千葉及び宮城の54教育委員会が後援を出しております。
委 員 員	役員があま市出身など関係の人がいるからということで申請があったことはありますが、今回は役員も関係ありません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。

委員全員	(協議)
教育長	① 東海地方数学教育会第71回研究(愛知)大会 承認
	② NEO AMA FES vol. 2 否認
	③ 国際交流音楽祭2024 in あま市 承認
	④ 謎解き冒険ラリー「不思議ハンター」 承認
	以上としてよろしいか。
委員全員	(異議なし)
教育長	①③④を承認、②を否認とする。
教育長	日程5、その他 1件公開 6件非公開
教育長	(1)「令和6年6月議会(一般質問)について(報告)」
教育部長	令和6年6月議会の一般質問では、教育関係について4人の市議から合計6件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細については、ウェブサイトでもご確認いただけます。
	I 毛利尚義議員から質問を受けました。
	1 給食費無償化について
	(1) 小中学校について
	①小中学生の1年間の給食費について、1人当たりの保護者負担額とあま市内での総額を伺います。
	②給食費未納の場合の回収方法を伺います。
	③令和6年の3月まで無償化していたが、4月より有償になった理由を伺います。
	④中3や小6など1学年のみ無償化するといくら必要かがいます。無償化の実施及び一部無償化の予定はあるか。
	以上の質問に対し、「小学校の保護者負担額は、1日・1人当たり280円で、1年間で5万3,760円となります。中学校の保護者負担額は、1日・1人当たり310円で、1年間で5万9,520円となります。本市の小学校全体の総額につきましては、児童数4,676人から算出しますと2億5,138万1,760円となります。中学校全体の総額については、生徒数2,405人から算出しますと1

	億4,314万5,600円となります。小中学校を合計しますと3億9,452万7,360円であります。
	過年度及び現年度の給食費未納については、学校の協力を得て徴収しております。在校中以外の過年度給食費未納については、給食センターの職員が家庭訪問をし、徴収にあっております。
	令和5年9月から令和6年3月までの給食費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、無償化を実施しておりました。令和6年4月からは、これらの地方創生臨時交付金が終了したため、学校給食法第11条に従い、食材費相当額は保護者負担とすることとなっておりますので、従前通りご負担いただいております。なお本市では、1食1人当たり10円の補助は引き続き行っております。
	小学6年生の場合、1年間1人当たり5万3,760円とした場合、児童数802人から算出しますと4,311万5,520円となります。中学3年生の場合、1年間1人当たり5万9,520円とした場合、生徒数848人から算出しますと5,047万2,960円となります。小学6年生及び中学3年生を同時に実施した場合は、9,358万8,480円となります。無償化の実施には、小学6年生及び中学3年生を無償化すると約1億円、小中学校全学年を無償化すると約4億円の継続的な財政負担が必要であり、その財源の確保が大きな課題となりますので、現時点では実施する予定はありません。しかしながら、昨年度同様、交付金などの国からの財源支援がありましたら、財政課をはじめ関係課と連携を図り、無償化が実施できるよう進めていきたいと考えております。」と答弁しました。
	2 教科書採択について
	(1) 採択方法について
	①採択の手順を伺います。
	②過去3回の中学校教科書採択で、出版社が変更になった教科書数を伺います。過去の慣例によって採択されていると取られかねない現状

	<p>についてはどうか。</p>
	<p>以上の質問に対し、「教科書の採択については、教科書見本本について、教科用図書採択海部地区協議会で十分調査研究し、採択地区内小中学校で編成する教育課程に最も適する教科書を採択することとなっております。採択の手順として、5月の第1回教科用図書採択海部地区協議会で研究委員を委嘱し、スケジュールについての確認を行います。その後、研究委員による研究会を数回開催し、調査研究報告書を教科ごとに作成します。また、6月の1か月間、海部地区で事前に決められた会場において教科用図書の展示会を行い、市民からの声を集約しております。なお、教科用図書の展示会については、本市においても広報あま6月号や市公式ウェブサイトにおいて周知しております。そして第2回教科用図書採択海部地区協議会を7月に開催し、調査研究報告書をもとに協議され、選定結果が市町村へ答申されます。本市においても、教育委員に教科用図書や調査研究報告書、選定結果、採択結果などの資料を確認の上、検討していただき、8月上旬に臨時教育委員会を開催し、本市としての採択を決定し、教科用図書採択海部地区協議会に報告しております。</p>
	<p>直近3回の中学校教科書採択は、平成23年度、平成27年度、令和2年度となります。平成30年度に「特別の教科 道徳」が、初めて採択が行われましたが、他の教科で出版社が変更になった教科書はございません。</p>
	<p>海部地区協議会で委嘱を受けた研究委員がしっかりと調査研究し推薦されたものと理解しています。調査研究された結果として、出版社の変更が無かったものと認識しております。」と答弁しました。</p>
	<p>(2) 採択理由について</p>
	<p>①装丁や見栄えで判断していないか伺います。</p>
	<p>②採択理由に家庭学習でICTが使えるとありますが、あま市はタブレットが持ち帰れないため、どのように活用するのか伺います。</p>
	<p>以上の質問に対し、「採択の手順でも答弁いたしましたが、海部地区</p>

	<p>の代表として委嘱された研究委員が調査して報告書を基に選定し採択をしております。</p>
	<p>本市における現在の家庭学習での活用方法につきましては、家庭で所持しているタブレットやスマートフォンなどの情報端末機器を利用した活用方法につきましては、家庭で所持しているタブレットやスマートフォンなどの情報端末機器を利用した活用となっております。学習用タブレットの持ち帰りにつきましては、令和7年9月のリプレイス時にセキュリティの問題を解消し、家庭学習で活用できる環境を整える予定をしております。」と答弁しました。</p>
	<p>(3) 情報公開について</p>
	<p>①展示会の実施状況と告知方法を伺います。</p>
	<p>②公表されている資料の種類を伺います。資料の更改及び展示会の拡大について、要望していく考えはないのか。</p>
	<p>以上の質問に対し、「県教育委員会では、教科書に対する理解や関心を深めていただくため、採択年度の6月上旬から7月上旬に教科書展示を開催しております。開催場所は海部地区市町村の持ち回りとなっております。告知方法は、各市町村の広報6月号で周知することとなっております。ちなみに今年は弥富市図書館となります。</p>
	<p>教科用図書採択結果の公表につきましては、「教科用図書採択に係る海部地区協議会規約第10条」及び「義務教育諸学校における教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、次第を含めました教科用図書採択海部地区協議会の議事録第1回と第2回、及び採択結果となっております。また、行政文書開示請求で開示できる文書として、採択協議会規約、調査研究報告書、教科別研究会議事録があり、委員を公人ととらえ、請求があった場合のみ協議会委員名簿、教科別研究委員名簿を公表することとしております。</p>
	<p>教育委員会としましては、調査結果等が広く公開・周知され、展示会が拡大されることが望ましいため、海部地区協議会に要望していきたいと考えております。」と答弁しました。</p>

	<p>Ⅱ 八島堅志議員から質問を受けました。</p>
	<p>1 スポーツ公共施設について</p>
	<p>(1) 利用状況について</p>
	<p>①過年度の利用状況は。予約可能枠数に対して、平日、休日それぞれの利用割合を過去3年分</p>
	<p>②施設稼働率向上及び予約空き枠の活用について、これまでの取り組みは。</p>
	<p>以上の質問に対し、「スポーツ課が所管しております体育施設は、2箇所</p>
	<p>の総合体育館、6箇所のグラウンド、3箇所のテニスコート、5箇所のゲートボール場があります。予約可能枠数に対しての利用割合</p>
	<p>について、年度ごとの集計はしていませんが、総合体育館アリーナ及びグラウンドにつきましては、調査いたしましたので答弁させていただきます。各総合体育館の利用枠には、3区間の時間帯がございますが、これを集計した割合としまして、七宝総合体育館アリーナでは、</p>
	<p>令和3年度の平日は82.4%、休日89.8%。令和4年度の平日は84.8%、休日は88.2%。令和5年度の平日は82.3%、休日は86.0%となります。また、甚目寺総合体育館メインアリーナ・サブアリーナを集計した割合では、令和3年度の平日は、66.6%、休日は75.7%。令和4年度の平日は68.3%、休日は77.7%。令和5年度の平日は70.2%、休日は72.7%となっております。</p>
	<p>続きましてグラウンドになりますが、七宝地区2箇所、美和地区2箇所、甚目寺地区2箇所、計6箇所のグラウンド利用枠には、5区間の時間帯がございますが、これを集計した割合として、令和3年度の平日は33.3%、休日は77.1%。令和4年度の平日は21.8%、休日は70.1%。令和5年度の平日は21.0%、休日は65.9%となります。</p>
	<p>取り組みとしまして、施設利用の拡大に向け、テニスコートの利用登録人数に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、今年度の</p>

	<p>4月より10名を改め4名以上での登録を認めると共に、団体が減少傾向にあるゲートボール場の利用についても同様な対応を行い、種目に応じた登録人数の緩和をすることでスポーツ施設稼働率の向上に努めております。また、各団体が利用していない空き枠を活用して、スポーツ課やスポーツ協会に加盟している団体が各種スポーツ教室を開催し、市民にスポーツを親しんでいただける機会を提供しております。」と答弁しました。</p> <p>(2) スポーツ施設の空き枠活用について</p> <p>①登録団体のみ予約可能としているスポーツ施設だが、個人での利用も可能にしてはどうか。個人利用について、登録人数の緩和による状況や登録団体の意向を踏まえつつ、どのように進めていくのか。</p> <p>以上の質問に対し、「総合体育館及びグラウンドなどスポーツ施設を利用するには、原則としてスポーツ活動を目的とし、おおむね10名以上で構成された登録団体としております。しかし、総合体育館では、種目に合わせた利用区分として柔道場・剣道場・卓球室・弓道場などは、個人利用を認めております。その他の体育館アリーナでは、バスケットボール・バレーボール・バトミントンなどの団体をグラウンドでは、野球、ソフトボール・サッカーなどの団体スポーツ活動で利用することを想定しておりますので、個人利用は認めておりません。全施設の個人利用については、先ほど答弁致しましたテニス団体等の登録個人利用の緩和による状況や、登録団体の意向を踏まえつつ、先進事例を参考に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>緩和による利用予約状況を確認しながら、登録団体の意向を把握するため、アンケートを実施し、その結果をまとめ、先進事例を参考にしまして、スポーツ課内を始め、スポーツ推進連絡会議や教育委員会等で検討したいと考えています。アンケートにつきましては、各総合体育館アリーナ及び各グラウンドを利用している団体の代表者を対象としまして、年内には、結果がまとめられるよう実施していきたいと考えております。」と答弁しました。</p>
--	---

	<p>Ⅲ近藤みどり議員から質問を受けました。</p>
	<p>1 SNS性被害から子どもを守る取組について</p>
	<p>(1) 子どもたちを取り巻く現状について</p>
	<p>①市内小中学校の児童生徒の現状を伺います。自分専用のスマホ、タブレットの保有状況、利用状況や利用時間は。</p>
	<p>②家庭でのルールや決まり、フィルタリングの設定状況は。</p>
	<p>③写真や動画が投稿できるSNSの利用状況は。</p>
	<p>④トラブルや被害の把握、件数と内容は。</p>
	<p>以上の質問に対し、「各家庭における自分専用のスマートフォンやタブレット端末の保有状況については、アンケートを実施していないため把握しておりませんが、習い事や学習塾等に出かける際に持たせている実情から、各家庭におけるスマートフォンの保有率は、上昇を続けているものと認識しております。</p>
	<p>先ほどの答弁と重なりますが、アンケート等を実施していないため、各家庭におけるルールやセキュリティ上の設定を把握しておりません。しかし、本市教育委員会・校長会・市PTA連絡協議会が連名で「考えよう家族みんなでスマホのルール」と題して文書を発出し、ご家庭でも各家庭にあったルール作りをお願いしております。</p>
	<p>端末の撮影機能が向上し、たくさんのSNSアプリが利用されると認識しております。ご家庭においても写真・動画の撮影は日常的に行われていると思いますが、SNS投稿の状況につきましても、繰り返しとなってしまいますが、把握できておりません。</p>
	<p>令和5年4月から令和6年3月までの1年間において、教育委員会がいじめとして認知した事案のうち、SNS上での悪口・暴言が2件ありましたが、すべて解決しております。なお、出会い系サイトや児童ポルノなどのトラブル報告は受けておりません。」と答弁しました。</p>
	<p>(2) 教育現場での取組について</p>
	<p>①情報モラル教育実施の学年と内容の詳細は。</p>
	<p>②保護者との連携や取組は。</p>

	<p>③相談体制は、トラブルが発生した場合、どのように対応されているのか。</p> <p>以上の質問に対し、「学校では、各学年の道徳授業や学級活動において、ルールやマナー、安全なインターネットの使い方など発達段階に応じた情報モラル教育を全学年で実施しております。また、学校により対象学年が異なりますが、主に5・6年生を対象とし、講師を招いての情報モラル教育（出前講座等）を全校で年1回実施しており、実例を基にしたグループワークやSNSへの書き込みで注意することなどを学んでおります。中学校では、技術科の「情報技術」の授業において、情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、人権侵害の防止など、情報技術の利用場面に応じて、適正に活用する能力と態度を身に付けるための情報モラル教育を実施しております。また、学校により対象学年が異なりますが、講師を招いての情報モラル教室を全校で年1回実施しております。</p> <p>学校によって取り組み方は違いますが、授業参観の日に情報モラル教育を行ったり、PTA研修会等を利用した情報モラル研修、または、情報モラルに関するチラシ等の配布、保護者への啓発や周知を行っております。</p> <p>本市の各種相談窓口として、「あま安心ダイヤル」を始め「困ったときの相談窓口一覧」パンフレットを作成し、市公式ウェブサイト等で周知を図っております。また、各学校において、児童生徒が相談しやすい環境づくりを心がけております。具体的には、スクールソーシャルワーカーを今年度から5名配置するとともに、スクールカウンセラーや学級担任、養護教諭を中心とした声掛けや悩みを抱えた児童生徒をサポートできるよう連絡・協力体制を整えております。トラブルについては各学校で組織的に対応し、生徒指導部会や相談部会、学年部会において情報共有をし、今後の対応等を話し合い管理職である校長、教頭の指導助言を仰ぎながら対応しております。」と答弁しました。</p>
--	---

	<p>(3) こどもを被害者にも加害者にもさせないアプリの活用について</p> <p>①児童生徒による自撮り被害が増える中、子どもを守るために愛知県警等が開発したアプリ「コドマモ」について伺います。認識は。また、周知、啓発への取組の考えは。</p> <p>②学校の学習用タブレット端末に「コドマモ」アプリをインストールしてはどうかと考えますが、見解を伺います。</p> <p>以上の質問に対し、「愛知県教育委員会主催の生徒指導担当指導主事会において、愛知県警の方よりアプリの紹介があったことから、アプリの認識はしております。保護者への周知・啓発につきましては、県警からの依頼もないことから現在は行っておりませんが、県警本部少年課と藤田医科大学が連携し、長久手市でモデル地区の中学校とその保護者を対象とした実証実験を行っております。そのアンケート結果から約半数の保護者から好意的な意見があったことを踏まえ、今後につきましては、近隣自治体の状況を把握しながら、啓発を進めていきたいと考えております。</p> <p>本市で使用している学習用タブレット端末は、iPadですが、管理対象アップルIDという一般のものとは異なる種類のものを使用し、全ての端末を一括で管理する設定上、現段階では本アプリの機能が正常に動作しないため、学習用タブレット端末で使用することは考えておりません。しかしながら、先ほどの答弁と重なりますが、近隣自治体の状況を把握しながら、啓発を進めていきたいと考えております。」と答弁しました。</p> <p>IV美濃島絢太議員から質問を受けました。</p> <p>1 奨学金制度について</p> <p>①市独自の給付型奨学金導入についての見解は。</p> <p>以上の質問に対し、「給付型奨学金につきましては、返済義務のない奨学金であるため、経済的な理由で大学や専門学校などへの進学が困難な学生に対し、教育の機会均等の提供や、学業への専念の促進などが期待できるものと考えております。しかし、一方で、市独自の給付</p>
--	---

	<p>型奨学金の導入ということに対しましては、奨学金制度の持続可能性の問題、選考基準やプロセスの公平性の担保、費用対効果、財政負担の増加、また、国や県、企業などによる既存の奨学金制度との重複など、多くの課題があることも認識しております。いずれにしましても、現段階においては、市独自の給付型奨学金導入の是非も含め、教育委員会としましては他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>2 学校給食の時間について</p>
	<p>①学校給食の役割は。</p>
	<p>②食育についてどのような取り組みがされているか。</p>
	<p>③給食エプロンの香りについて香害の理解は進んでいるのか。</p>
	<p>④不登校児童の対応はどうなっているか。</p>
	<p>以上の質問に対し、「学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間とはより各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において活用することができます。特に給食の時間では、準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができます。また、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や曆上の行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることもできるなど高い教育効果が期待できます。</p>
	<p>給食での食育の取り組みとして、内閣府が定めた毎月19日の食育の日に合わせて、本市でも（19日前後の）給食に「食育の日」を毎月設定し、食育に関するテーマを設け、そのテーマに沿った献立を作成し、給食を提供しております。また、食事に関して独自の献立の取り組みとして、みんなで食べる！あま市の野菜、食べよう愛知の野菜、かみかみの日、世界の料理の日、セレクト給食、有機野菜の日等のテ</p>

	<p>一マで給食を通して子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう給食を提供しております。</p> <p>香害問題に関する周知につきましては、令和5年9月の市内校長会において、文部科学省始め5省庁で作成した「知ってください！！その香りに困っている人もいます」を保護者及び教職員に配布するとともに市公式ウェブサイトに「香害についてご理解をお願いします」と題し、記事を掲載しております。また、令和5年の広報あま11月号において、「香害についてご理解をお願いします」と題し、環境衛生課により記事を掲載し周知を図っております。</p> <p>不登校児童の給食費の取扱いにつきましては、不登校が長期化する場合、学校が保護者に確認し、給食センターに給食提供日の3日前までに報告を頂くことで、4日目以降の給食を欠食対応させていただき、その分の給食費の徴収は行っておりません。また、給食を再度開始する場合においても、同様に給食の提供日の3日前までに学校から報告を頂くことで開始することができます。なお、不登校児童の給食をとる場所につきましては、学校により対応は異なりますが、別室で給食を食べる等、児童生徒の意向に配慮しながら対応をしております。」と答弁しました。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	<p>他はよろしいか。では公開部分を終了する。</p> <p>議案第40号から第44号並びにその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。</p> <p>(傍聴人0人)</p>

【次回予定】

・令和6年8月6日（火）午後2時00分 定例会

（あま市役所 2階 E会議室）

【閉会時刻：午後2時46分】

この教育委員会定例会会議録の大意は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和6年8月6日

教 育 長 伊藤克仁

教 育 長
職務代理者 溝口正己

委 員 小笠原英司

委 員 笹野奈津子

委 員 吉川存子

委 員 近藤真司

事 務 局 鎌倉崇志

会議録作成 野口清司